（総　則）
第１条　受託者は、次の事項及び仕様書に基づき、頭書の委託金額で、頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利並びに義務を第三者に譲渡、もしくは継承してはならない。
（再委託の禁止）
第３条　受託者は、この契約業務の処理について、その全部または一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
（委託業務の調査等）
第４条　委託者は、必要があると認めたときは、委託契約の履行状況について調査を行い、または報告を求めることができるものとする。
（業務内容の変更）
第５条　委託者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、または、委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額または履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して決めるものとする。
（履行期間の延長）
第６条　受託者は、受託者の責に帰することができない理由により履行期間内に委託業務を完了できないことが明らかなときは、委託者に対しその理由を付し、履行期間の延長を求めることができるものとする。その延長日数は委託者と受託者とが協議して決めるものとする。
（損害による必要経費の負担）
第７条　委託業務の処理により発生した損害賠償（第三者に及ぼした損害を含む。）の経費は受託者が負担するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、委託者の指示、その他委託者の責に帰すべき事由により損害が生じたものは、委託者がその経費を負担する。ただし、その指示等が不適当であることを知りながら委託者に通知しなかったときは、その限りではない。
（検査及び引渡し）
第８条　受託者は、委託業務を完了したとき、遅滞なく業務完了届を委託者に提出するものとする。
２　前項の業務完了届は、委託業務の成果に係る報告書をもって代えることができるものとする。
３　委託者は、前項の報告書を受理したときは、これを受理した日から起算して１４日以内に委託業務の成果について検査を行うものとする。
４　前項の検査の結果、委託業務の成果について補正あるいは再調査の必要ありと委託者が認めたときは、受託者は遅滞なく当該補正あるいは再調査を行い、再び委託者の検査を受けるものとする。
５　委託業務の成果の引渡しは、前項または前々項の検査に合格したときをもって完了したものとする。
（委託金の支払い）
第９条　受託者は、前条の規定により引渡しを行ったときは、委託者に対して委託金の支払を請求するものとする。
２　委託者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から起算して３０日以内に受託者に委託金を支払わなければならない。
（秘密の保持）
第１０条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（履行期間超過の延滞利息）
第１１条　受託者の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託金の３．０パーセントの割合で計算して得た金額を延滞利息として委託者に支払わなければならない。
（契約の解除）
第１２条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）受託者の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないと認めたとき。
（２）受託者が、この契約に違反し、または、不完全な履行をしたとき。
２　前項の場合、受託者は、委託金の１００分の５以上に相当する金額を違約金として委託者に支払うものとする。
（疑義等の決定）
第１３条　この契約に定めない事項またはこの契約について疑義が生じたときは、その都度五所川原市契約事務規則に定めるところによるほか、委託者と受託者とが協議して決めるものとする。